

## 「ふじさわSDGsロゴマーク」使用要綱

令和4年10月1日制定

### 1. この要綱の目的

この要綱は、ふじさわSDGsロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について必要な事項を定めることを目的とする。

### 2. ロゴマークのデザイン

ロゴマークのデザインは「ふじさわSDGsロゴマーク コミュニケーションガイドライン」に掲載の「ロゴ一覧」のとおりとする。

### 3. ロゴマークに関する権利

ロゴマークに関する著作権等一切の権利は、藤沢市に帰属する。

### 4. 使用の範囲

- (1) ロゴマークを使用することができる者は、次のア及びイのいずれかに定める者とする。
  - ア 法人（企業等、個人事業主を含む。）又は団体（以下「法人等」という。）
  - イ 個人
- (2) 前号の規定にかかわらず、ロゴタイプに「共創パートナー」の文言が使用されているデザインは、「ふじさわSDGs共創パートナー制度」に登録されている法人等のみが使用できる。

### 5. 使用の申請（販売目的以外）

ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、その入手方法にかかわらず、あらかじめ「ふじさわSDGsロゴマーク」使用申請書（様式1）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用申請書の提出を省略できる。

- (1) 市議会及び藤沢市の機関が使用する場合。
- (2) 国若しくは他の地方公共団体が藤沢市のSDGs推進の取組を紹介する目的で使用する場合。
- (3) 「ふじさわSDGs共創パートナー制度」に登録されている法人等が、SDGs推進に資する目的で使用する場合。
- (4) 藤沢市の機関が後援又は共催する事業においてSDGs推進に資する

目的で使用する場合。

- (5) 報道関係機関が報道又は広報目的で使用する場合。
- (6) 個人が著作権法第30条に規定する私的使用の範囲内で使用する場合。
- (7) 学校教育法第1条に規定する学校が教育の目的で使用する場合。
- (8) その他、市長が認める場合。

## 6. 使用の承認

市長は、前項の規定による使用申請があったときは、次の各号に該当する場合を除き、これを承認し、「ふじさわSDGsロゴマーク」使用承認通知書(様式2)により申請者へ通知するものとする。その際、市長は必要に応じて使用の条件を付することができる。

- (1) 藤沢市若しくはSDGsの品位を傷つけ、正しいSDGsの理解を妨げると認められる場合。
- (2) 法令や公序良俗に反する場合、又はそのおそれがある場合。
- (3) 政治活動、思想・宗教の啓発活動に利用されるおそれがある場合。
- (4) 自己の商標、意匠とするなど、独占的に使用されるおそれがある場合。
- (5) 藤沢市の事業や、藤沢市の関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合。
- (6) 販売目的で使用されるおそれがある場合(ただし、「8. 販売目的での使用」に定める場合を除く。)
- (7) 藤沢市暴力団排除条例(平成23年藤沢市条例第18号)第2条第2号から第5号に規定する暴力団等及びそれらと密接な関係にある者に使用されるおそれがある場合。
- (8) その他市長が不相当と認める場合。

## 7. 使用の不承認

市長は、前項の審査の結果、使用を承認することが不相当と認めるときは、「ふじさわSDGsロゴマーク」使用不承認通知書(様式3)により申請者へ通知するものとする。

## 8. 販売目的での使用

- (1) 商品やパッケージに付する等、販売目的でロゴマークを使用できるのは、「ふじさわSDGs共創パートナー制度」に登録されている法人等に限るものとする。
- (2) 販売目的でロゴマークを使用しようとする法人等は、あらかじめ「ふじさわSDGsロゴマーク」販売目的使用申請書(様式4)を市長に提出

し、承認を受けなければならない。

- (3) 市長は、前号の規定による販売目的使用申請があったときは、その用途が藤沢市のSDGs推進の目的に寄与するものであることを確認し、承認する場合は「ふじさわSDGsロゴマーク」販売目的使用承認通知書(様式5)により、承認しない場合は「ふじさわSDGsロゴマーク」販売目的使用不承認通知書(様式6)によりそれぞれ申請者へ通知するものとする。なお、承認する場合、市長は必要に応じて使用の条件を付すことができる。

## 9. 使用の承認期間

使用の承認期間は最長で1年とする。ただし、販売目的での使用承認の場合は、申請者が「ふじさわSDGs共創パートナー制度」に登録されている期間とする。

## 10. 遵守事項

ロゴマークの使用にあたっては、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 「ふじさわSDGsロゴマーク コミュニケーションガイドライン」に記載のルールを守り使用すること。
- (2) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) 申請に基づき承認された用途以外には使用しないこと。
- (4) ロゴマークについて、意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利を設定又は登録しないこと。

## 11. 使用料

ロゴマークの使用料は無料とする。

## 12. 使用承認及び販売目的使用承認の取消

次の項目に該当する場合、市長はロゴマークの使用承認及び販売目的使用承認を取り消すことができる。

- (1) 使用の申請等に虚偽の内容が含まれていた場合。
- (2) 法令その他この要綱に基づく規定に違反した場合。
- (3) その他市長が認める場合。

## 13. その他

この要綱に定めがない事項については、市長が定める。

(様式1)

年 月 日

「ふじさわSDGsロゴマーク」使用申請書

藤沢市長

(申請者)

郵便番号 〒

住 所

団 体 名

代 表 者

(※個人の場合、氏名を代表者欄に記入)

「ふじさわSDGsロゴマーク」を使用したいので、「『ふじさわSDGsロゴマーク』使用要綱」の規定を了承し、次のとおり申請します。

使用目的		
使用詳細		
使用希望期間	年 月 日から 年 月 日まで	
備考		
連絡先	担当者	
	電話番号	
	E-Mail	

【注意事項】

- ・ 制作物や使用の様子がわかる見本、資料等を添付してください。
- ・ この申請では、商品やパッケージに付する等、販売目的で使用することはできません（「ふじさわSDGs共創パートナー制度」に登録した後、「『ふじさわSDGsロゴマーク』販売目的使用申請書」による申請を行う必要があります。）。

(様式2)

年 月 日

「ふじさわSDG s ロゴマーク」使用承認通知書

〇〇〇〇様

藤沢市長 〇〇〇〇

(公印省略)

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった「ふじさわSDG s ロゴマーク」の使用について、次のとおり承認しましたので通知します。

使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用条件等	(1) 『「ふじさわSDG s ロゴマーク」使用要綱』に定める事項を遵守すること。 (2) 当初の申請内容に変更が生じた場合、速やかに申し出ること。

(様式3)

年 月 日

「ふじさわSDGsロゴマーク」使用不承認通知書

〇〇〇〇様

藤沢市長 〇〇〇〇

(公印省略)

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった「ふじさわSDGsロゴマーク」の使用について、次のとおり不承認としましたので通知します。

使用目的	
不承認とした理由	

(様式4)

年 月 日

「ふじさわSDGsロゴマーク」販売目的使用申請書

藤沢市長

(申請者)

郵便番号 〒

住 所

団 体 名

代 表 者

「ふじさわSDGsロゴマーク」を販売目的で使用したいので、『「ふじさわSDGsロゴマーク」使用要綱』の規定を了承し、次のとおり申請します。

使用目的		
使用希望期間		年 月 日から 年 月 日まで
商 品 等	品名	
	形状等	
	製造数量	
	販売価格	
	販売場所	
販売によりSDGs推進に寄与する点		
連 絡 先	担当者	
	電話番号	
	E-Mail	

【注意事項】

- ・ 制作物や使用の様子がわかる見本、資料等を添付してください。
- ・ この申請書は制作する商品等ごとに作成し、提出してください。

(様式5)

年 月 日

「ふじさわSDGsロゴマーク」販売目的使用承認通知書

〇〇〇〇様

藤沢市長 〇〇〇〇

(公印省略)

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった「ふじさわSDGsロゴマーク」の販売目的使用について、次のとおり承認しましたので通知します。

使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用条件等	(1) 『ふじさわSDGsロゴマーク』使用要綱』に定める事項を遵守すること。 (2) 当初の申請内容に変更が生じた場合、速やかに申し出ること。 (3) 商品等の販売状況について、「取組実績報告書」に盛り込むこと。 (4) 商品等を販売する際は、購入者が『ふじさわSDGsロゴマーク』使用要綱』に定める事項を確認し使用するよう配慮すること。



(様式6)

年 月 日

「ふじさわSDGsロゴマーク」販売目的使用不承認通知書

〇〇〇〇様

藤沢市長 〇〇〇〇

(公印省略)

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった「ふじさわSDGsロゴマーク」の販売目的使用について、次のとおり不承認としましたので通知します。

使用目的	
不承認とした理由	